

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第1回期日(20240926)提出の書面です。

令和6年(ネ)第1861号「結婚の自由をすべての人に」訴訟控訴事件

控訴人 山縣真矢外7名

被控訴人 国

控訴人山縣真矢意見陳述要旨

令和6(2024)年9月19日

東京高等裁判所第24部イ係 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 上杉 崇子

同 寺原 真希子

記

控訴人山縣真矢の意見陳述の要旨は、以下のとおりです。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第1回期日(20240926)提出の書面です。

控訴人の山縣真矢(やまがたしんや)と申します。

今年で交際して26年目になる同性のパートナーと東京都内で暮らしています。

本年3月14日、東京地裁にて、本訴訟の第1審の判決がくだされました。

“いのち”を削って絞り出した私たちの言葉は、裁判官の魂にはまったく響きませんでした。全身の力が、一気に抜けました。

控訴するにあたって、あらためて判決文をじっくり読み直しました。

原判決では、「社会的承認」が得られていないことを理由の一つにして、法律上同性のカップルの婚姻を認めないとし、その一つの根拠を各種世論調査に求めます。その結果はというと、約7割前後が同性婚に賛成で、反対は2~3割程度でした。しかし、この数字をもって原判決は、「否定的な意見を持つ国民が、少なからず存在するというのは事実」だと断じます。はて？

例えば、内閣支持率が20~30%というのは、「少なからず支持されている」と言えるのでしょうか。恣意的なのか、結論ありきなのかは知りませんが、明らかにミスリードだと言わざるを得ません。ましてや、人口の1割にも満たないセクシュアルマイノリティに関する事案です。7割前後もの人が賛成している事実こそ、焦点を当てるべきではないでしょうか。

そして、そもそも、それ以前に、マイノリティである同性愛者の人権に関わる問題を、社会的承認の有無をもって憲法判断の材料にしていること自体、なんとも理不尽です。怒りを覚えました。恐怖すら感じました。

5年前、私はアウシュヴィッツを訪れました。ナチス・ドイツは、その優生思想を背景に、ユダヤ人とともに同性愛者も強制的に収容し、虐殺しました。

その地に立ち、私は、私と同じ性的指向の人たちが、ピンクの三角形の識別章を胸につけさせられ、ホロコーストの犠牲になったことに想いを馳せました。得体の知れない恐怖に、しばらくその場に立ち尽くしました。

国も時代も異なり、程度の差もありますが、原判決から受けた恐怖と、アウシュヴィッツで感じた恐怖は、根っこは同じだと思いました。なぜなら、虐げられてきたマイノリティ集団の人権を、マジョリティ側の承認がないこ

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第1回期日(20240926)提出の書面です。

とを根拠に剥奪しているからです。

私は今、日本におけるLGBTQ運動の歴史に関する書籍を執筆しています。その中で、あらためて歴史の重みを感じています。

敗戦後の1947年5月3日、日本国憲法が施行されました。「個人の尊厳」「法の下での平等」といった基本的人権を尊重することが、憲法の基本理念となりました。女性に選挙権が与えられ、いわゆる「家制度」も廃止されました。憲法24条では「婚姻の自由」が謳われました。

しかし、新たに「婚姻」を定義するにあたって、憲法制定時には想定されなかった人たちがいました。私と同じ「同性愛者」たちです。それもそのはずです。当時、同性愛者は異常で変態で嫌悪の対象で、精神病として治療が必要だとみなされていました。存在はしていても、社会の中で透明化されていた同性愛者が、同性同士で結婚するなんて、想定される余地さえなかったのです。

当時、欧米諸国でも、同性愛者は精神障害者であり、犯罪者でした。

しかし、第二次大戦後、現在までの80年近くの間、同性愛者をはじめとするセクシュアルマイノリティ(LGBTQ)を取り巻く社会の状況は、日本でも海外でも大きく変化していきます。

1969年、ニューヨークで「ストーンウォール事件」が起き、ゲイ解放運動の狼煙が上がります。翌年、プライドパレードがアメリカで始まり、そのムーブメントは世界各地に広がって、日本においても、1994年、初めてのプライドパレードが東京で開催されます。沿道から石が投げられるかもしれないとの懸念から、当日、参加者に任意で保険への加入をお願いしたと、当時を知る人から聞きました。

1978年にはゲイの国際組織「IGA」(現在の「ILGA」)がイギリスで発足し、1984年に日本のゲイ団体も加盟します。その後、1980年代後半には日本でも「OCCUR(アカー)」や「れ組スタジオ・東京」「札幌ミーティング」といった当事者団体が結成され、地道に解放運動を進めていきます。

1990年、WHO(世界保健機関)は「同性愛」を国際疾病分類から除外します。同性愛は「病気」ではなくなったのです。

そして、1990年代半ば以降、セクシュアルマイノリティの権利は、人権の

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第1回期日(20240926)提出の書面です。

歴史の「忘れもの」とも言われ、新たな「人権問題」として一気に脚光を浴びます。国連などの働きかけもあって、性的指向やジェンダーアイデンティティを理由に差別してはいけないという規範が、少しずつ世界標準として定着していきます。

そして2001年4月、世界で初めて同性カップルの婚姻を認める法律がオランダで施行されます。以降、現在までに37カ国において、いわゆる「同性婚」が法制化されています。その中には、台湾やネパールといったアジアの国も含まれ、近くタイでも同性婚が実現します。

この世界的な潮流の中で、日本でも、2019年2月、ついに「結婚の自由をすべての人に」訴訟が始まり、その一員として、今、私はこの法廷に立ち、「婚姻の平等」を訴えています。

私が今、私たちのこの訴えが「正しい」と胸を張って表明できるのは、人類の多年にわたる努力によって獲得してきた「人権」の歴史の大きな流れの中に「私」があり、日本社会があると確信しているからです。

そして、その人権の歴史には、「忘れもの」とされながら、ここ30年間に、LGBTQの人権回復が着実に進んでおり、日本もその流れに乗っており、その中に、プライドパレードの運営をはじめ、約25年にわたってこの運動の一端を担ってきた「私」の確固たるプライドがあるからです。

また、26年間、私が同性パートナーと寝食を共にしてきた実態は、異性カップルと何ら違いのない「婚姻の本質」を伴っているものだと断言できるからです。

さらに、幸運にも、日本には、「個人の尊厳」と「法の下での平等」を基本理念とする憲法があります。

こんな物言いは釈迦に説法かもしれませんが、人権の最後の砦を守る裁判官のみなさんには、LGBTQの人権の歴史を真摯に学び、異性愛規範や同性愛嫌悪にからめ取られることなく、人権感覚を世界標準にアップデートしていただきたい。

また、選択的夫婦別姓が30年経っても決着できていないように、日本の政治は長らく閉塞状況にあります。だからこそ、マイノリティによりそった司法の英断に期待したい。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第1回期日(20240926)提出の書面です。

とはいえ、30年も待てません。本音を言えば、1日だって待ちたくない。
東京一次原告の佐藤郁夫さんは、地裁判決さえ聞けず、2021年に天国に召されました。佐藤さんと同様に、間に合わなかった仲間たちが、たくさんいるんです。

人生は、有限です。
時間は、いのちです。

一度限りの私の人生で、このまま国によって尊厳を傷つけられ、差別されたまま、死にたくはありません。

真に平等な社会へと導く賢明な判断を、よろしくお願いします。

以上